

訪問看護重要事項説明書

＜令和 6 年 6 月 1 日現在＞

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社orutensia
代 表 者 名	中村智香
所在地・連絡先	(住所) 京都市南区唐橋井園町45-7 (電話) 075-366-9577 (FAX) 075-585-6276

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション オルテンシア
所在地・連絡先	(住所) 京都市南区唐橋高田町31-9 クラレ31 1階 (電話) 075-366-9577 (FAX) 075-585-6276
事業所番号	2660590254
管理者の氏名	中村 智香

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1	0	0.2	管理業務（看護師兼務）
看護師	9	3	6	5.8	訪問看護業務
理学療法士	2	1	1	1.1	訪問リハビリ業務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市：南区・下京区全域。伏見区（醍醐支所管内は除く）
------------	-----------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	9：00～18：00

休業日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日） 夏季（8月11日～8月14日）
-----	--

緊急時は営業時間外でも 24 時間 365 日対応いたします。

連絡先は 075-366-9577

営業時間外は転送電話に切り替わり、担当看護師の携帯電話に繋がります。

3 サービスの内容

- (1) 当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行う事で、生活の質を確保し健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めます。

訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明を行います。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスを行います。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤ターミナル・緩和ケア
- ⑥認知症患者の看護
- ⑦療養生活や介護方法の指導
- ⑧医療機器の管理
- ⑨その他医師の指示による医療処置

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割、3 割）が利用者様の負担額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【料 金 表】

京都市の地域区分：5 等級 1 単位 10.70 円で計算。※小数点以下は四捨五入で計算
(訪問看護)

	サービスの内容 1 回あたりの所要時間	サービス利用料金	利用者負担額 (1 割の場合)	利用者負担額 (2 割の場合)	利用者負担額 (3 割の場合)
訪問看護費	20 分未満 (314 単位)	3,359 円	336 円	672 円	1,008 円
	20 分以上 30 分未満 (471 単位)	5,040 円	504 円	1,008 円	1,512 円
	30 分以上 1 時間未満 (823 単位)	8,806 円	881 円	1,762 円	2,643 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満 (1,128 単位)	12,070 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円
	理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士の場合 (1 回 294 単位)	3,146 円	315 円	630 円	945 円
	定期巡回連携型(要介護 1～4) (1 月つき 2,961 単位)	31,682 円	3,168 円	6,336 円	9,504 円
	定期巡回連携型(要介護 5) (1 月つき 3,761 単位)	40,242 円	4,024 円	8,048 円	12,072 円

(予防訪問看護)

	サービスの内容 1 回あたりの所要時間	サービス利用料金	利用者負担額 (1 割の場合)	利用者負担額 (2 割の場合)	利用者負担額 (3 割の場合)
予防訪問看護費	20 分未満 (303 単位)	3,242 円	324 円	648 円	972 円
	20 分以上 30 分未満 (451 単位)	4,825 円	482 円	964 円	1,446 円
	30 分以上 1 時間未満 (794 単位)	8,495 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満 (1,090 単位)	11,663 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円
	理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士の場合 1 回/ (284 単位)	3,038 円	304 円	608 円	912 円

・夜間・深夜・早朝加算

夜間 (午後 6 時から午後 10 時)	上記の額に 1 回につき 25% 加算します。
・早朝 (午前 6 時から午前 8 時) の加算	
深夜 (午後 10 時から午前 6 時) の加算	上記の額に 1 回につき 50% 加算します。

・その他加算項目

サービス内容	サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
初回加算 (Ⅰ) (退院当日訪問) (350単位)	3,745円/月	374円	748円	1,122円
初回加算 (Ⅱ) (退院翌日以降の訪問) (300単位)	3,210円/月	321円	642円	963円
退院時共同指導加算 (600単位)	6,420円/回	642円	1,284円	1,926円
複数名訪問加算 (Ⅰ) 254単位／30分未満 402単位／30分以上	2,718円/30分未満 4,301円/30分以上	272円 430円	544円 860円	816円 1,290円
複数名訪問加算 (Ⅱ) 201単位／30分未満 317単位／30分以上	2,151円/30分未満 3,392円/30分以上	215円 339円	430円 678円	645円 1,017円
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (600単位)	6,420円/月	642円	1,284円	1,926円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) (574単位)	6,142円/月	614円	1,228円	1,842円
特別管理加算 (Ⅰ) (500単位)	5,350円/月	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算 (Ⅱ) (250単位)	2,675円/月	268円	536円	804円
ターミナル加算 (2,500単位)	26,750円/月	2,675円	5,350円	8,025円

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・上記の費用は、厚生労働大臣が告知で定める金額であり。これが改定された場合は料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に書面にてお知らせ致します。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は一律100円頂きます。

(3) その他の費用

- ・ サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。
- ・ エンゼルケア費用：ご臨終の際の処置 22,000 円(税込)
- ・ 衛生材料費：テープ、ガーゼなどの医療材料費の実費。

(4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。できるだけ早めにご連絡をお願いします。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の10%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の80%

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、27 日にお引き落としいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 ＜振込先口座＞ 京都信用銀行吉祥院支店 普通預金口座（口座番号 3026397） 口座名義 カブシキガイシャオルテンシア
口座引き落とし	御指定いただいた、次の口座から引き落としいたします。 所定の用紙に記入をお願いします。 ＜御指定の口座＞ 銀行 支店 普通預金口座（口座番号） 口座名義
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

株式会社 orutensia が設置する訪問看護ステーション オルテンシア（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 指定訪問看護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
- ② 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ③ 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ⑤ 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ⑥ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施します。
- ⑦ 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に使用します。
- ⑧ 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を行います。

(3) その他

・職員研修について

事業所内研修：月1回

外部研修；年1回

採用時の研修などを行っています。

6 オンライン資格確認について

2024年12月2日より健康保険証の廃止が予定されていることからマイナンバーを使って資格情報の確認ができる「オンライン資格確認」の導入が義務化となる為、当事業所では2024年6月1日より順次対応していきます。

- (1) 事業所ではオンライン請求、オンライン資格確認を行います。それに伴い、必要に応じてご利用者にマイナンバーや、それに準ずる書類の提示を求めることがあります。国から認められている支援事業者(ネット回線やそれに準ずる事業者)による情報の確認を行うことがあります。
- (2) (1)の体制に関する事項及び質の高い訪問看護サービスを実施するための十分な情報を取得、活用して訪問看護サービスの提供を行います。

7 高齢者虐待防止・身体拘束廃止について

虐待防止・身体拘束等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生または防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をする。
- (3) 看護師等に対して虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (6) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 中村 智香 ご利用時間 9:00~18:00 ご利用方法 電話 075-366-9577 面接(当事業所内相談室・訪問) ※緊急の場合は携帯電話にて対応いたします。
京都市南区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間: 月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-681-3296
京都市下京区役所保健福祉センタ	受付時間: 月曜日~金曜日8:30~17:00

一健康長寿推進課	電話番号：０７５－３７１－７２２８
京都市伏見区役所保健福祉センタ 一健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００ 電話番号：０７５－６１１－２２７８
京都市伏見区役所深草支所保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００ 電話番号：０７５－６４２－３６０３
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係 相談担当	受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：００ 電話番号：０７５－３５４－９０９０

９ 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名 及 び 所在地		
	氏名		
	電話番号		
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）	
	住 所		
	電話番号		

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

医療保険については別紙参照。

事業者 住 所 京都市南区唐橋井園町 45 番地 7
事業者（法人）名 株式会社 orutensia
施 設 名 訪問看護ステーション オルテンシア
（事業所番号） 2660590254
代表者名 中村 智香 印

(署名・法定) 代理人 住 所
氏 名 印
(利用者との関係：)